

森田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の追加提出について

森田委員長 初めに、議案の追加提出についてである。
総務部長、説明願う。

(君塚総務部長、説明)
・第16号 高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案

森田委員長 何か、質問はないか。

(なし)

2. 意見書案の協議結果について

森田委員長 次に、意見書案の協議結果についてである。
1ページの資料1、意見書案協議結果一覧表をごらんいただきたい。
意見書案は、1番、4番及び6番が原案のとおり、また3番が文言修正の上で、以上4件がいずれも全会一致で意見書議案として提出される。
また、意見の一致に至らなかった意見書案のうち、5番が会派から意見書議案として提出される。

3. 議事手続について

(1) 委員会に付託してあった議案

森田委員長 次に、議事手続についてである。
まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案15件についての委員会審査結果一覧表をごらんいただきたい。
採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了承)

ア 委員長報告に対する質疑

森田委員長 次に、委員長報告に対する質疑については、慣例のとおり省略することではいかか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

イ 討論

森田委員長 次に、議案についての討論はいかがでしょうか。

米田委員 日本共産党は、討論を行う。

梶原委員 自由民主党は、討論を行う。

森田委員長 それでは、知事提出議案について討論を行うこととし、発言時間はそれぞれ10分以内とし、その順序については先例のとおりということで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

(2) 追加提出議案

ア 提出者の説明

森田委員長 次に、追加提出議案についてである。

先ほど総務部長から説明のあった追加提出議案1件については、本日の会議において、議案を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

イ 質疑・委員会付託・討論

森田委員長 この人事議案については、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

(3) 議員派遣議案

森田委員長 次に、4ページの資料3、議員派遣議案についてである。

全国都道府県議会議長会新任議員研修会への派遣に関する議案については、前回の議運で、本日の会議に提出することとしていた。

この議案の議事手続については、知事からの追加提出議案を採決の後、日程に上げ議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

(4) 意見書議案

森田委員長 次に、6ページの資料4、意見書議案についてである。

6ページの議発第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書議案」から14ページの議発第6号「「ライドシェア」導入について慎重な対応を求める意見書議案」

までの計4件については、全会一致で提出されるものであるので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

次に、17ページの議発第7号「女性差別撤廃条約選択議定書」の批准を求める意見書議案」についての議事手続は、いかがでしょうか。

坂本委員

県民の会は、提出者の説明を行う。

米田委員

日本共産党は、討論を行う。

森田委員長

提出者の説明、討論を行うとのことであるので、発言時間はそれぞれ10分以内とし、質疑、委員会への付託は省略することで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

以上、ここまでが議事手続についてである。

ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

森田委員長

この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

(了 承)

4. 9月定例会の開催時期について

森田委員長

次に、19ページの資料5、9月定例会の開催時期についてである。

事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。

9月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りすることはいかがか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

5. 継続審査調査の申し出について

森田委員長

次に、20ページの資料6、継続審査調査の申し出についてである。

閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

6. その他

○ 台風等風水害発生時の対応について

森田委員長 最後に、その他である。
議長から発言がある。桑名議長、どうぞ。

桑名議長 私のほうから1つ御提案したい。
昨日、強い雨が降った。大きな災害はなかったが、これから台風や集中豪雨等の被害というものにも、我々議員も対応していかなければならない。議会事務局に、大きな被害が出たときに議員としてどのような対応をしたらいいのかという相談をしたら、南海トラフ地震等の発生時の議員の活動指針はあるが、風水害に対する議員の活動指針は定められていないということであった。やはり、風水害においても議員としてどのように対応していくのかを決める必要があるということで、御提案をしたいと思う。
まとめた資料があるので、事務局から配付させる。

森田委員長 事務局、資料を配付願う。

(事務局、資料を配付)

桑名議長 新たに風水害等の対応について指針をつくるより、南海トラフ地震等発生時における議会活動指針に準じて対応していくということで認めていただければと思う。また、議員が知り得た情報は、災害対策本部に直接連絡をしたら混乱するので、地震のときと同じように事務局に連絡し、事務局が取りまとめた情報は正副議長の判断により必要なものを執行部に届け、また議員にも届けていく体制をとれたらと思っている。
詳しくは、事務局から説明をさせる。

森田委員長 それでは、事務局、説明を願う。

弘田局長 それでは、お手元の資料をごらん願う。
「1. 基本的な考え方」は、先ほど議長から御説明したとおり、活動については南海トラフ地震等発生時における議会活動指針に準じて行うこととした。
「2. 対象となる災害」であるが、議会事務局において第4 配備対応体制となった風水害ということで、執行部に災害対策本部が設置され、大きな災害が実際に発生したら、執行部が第4 配備ということになる。執行部が第4 配備になると、事務局もそれに準じた第4 配備体制ということで、10名弱の職員が常駐することになるので、大きい災害が発生した風水害について対象としたいと思っている。
「3. 正副議長、議員、事務局の役割」である。裏面にフロー図があるが、議員の皆様におかれては、地域活動をされている中で上げないといけない情報があれば、事務局に上げていただく。事務局は常時待機しているので、事務局に電話をいただけたらと思う。執行部に災害対策本部があるので、そこから得た情報も事務局で集めて両方の情報を正副議長に上げ、これは災害対策本部に上げる、これは各議員で

共有すべきものという御判断をいただき、事務局から情報を災害対策本部または全議員にお知らせするというフローになっている。

安否情報であるが、地震のときは起こった後の安否が全くわからないが、風水害は安否が順次わかってくるものなので、何か大変なことが起こったときにのみ議会事務局へお知らせいただくという体制にしたいと思う。

私からは以上である。

森田委員長

御意見はあるか。

坂本委員

こういう対応でよいと思うが、今SNS上でいろんな情報が全国から入ってくる。例えば、去年の西日本豪雨では、最初被害が高知にもあるのではないかという報道がされたりした。実際は、高知での被害よりむしろ愛媛だとか岡山の被害が大きいという状況の中で、災害ボランティアの方達が高知に向かっているという情報が入ってきて、高知に来るよりも岡山でやられたほうがどうですかというやりとりなどがあった。事務局を通じてやるよりも、迅速な対応をせざるを得ない場合も出てくるが、そういうことは議員の判断でやってもよいか。

森田委員長

それはそうだね。

西森副委員長

基本的に、南海トラフ地震等発生時における議会活動指針に準じた形ということで、これでいいと思う。

南海トラフ地震の指針を定めるときにも言わせていただいた記憶があるが、スピード感を要する現場での情報の共有というか、そういう場合も出てくる可能性もある。例えば、それは県庁とのやりとりというよりも、それぞれの郡部の地域の土木事務所との連絡であったり、そういうことが出てきた場合に、議員が事務局に報告をして、事務局が正副議長に報告をして、またそれが事務局へ戻って執行部にという、そういった時間的な余裕がない状況が考えられる。基本的にこういう形でやるということは決めておいて、いろんな状況に応じて見直し等もしていくというスタンスを持っておくというのは大事なことだと思う。

森田委員長

その判断のいとまがないというような災害のときには、臨機応変に議員判断で事務局に知らせる、議長にも了解をもらっておく。執行部は繁忙を極めていると思うので、そのときには土木事務所に直接、こういう現場はこうなっていると議員判断で。基本はこのフローでやって、緊急を要する場合は議員判断で現場と事務局と、こういう対応を両立してはどうか。

ほかにないか。

梶原委員

先ほど言われたとおり、緊急だからといって災害対策本部に対してそれぞれが言ったら対応に困るといふところがある。現場の判断は現場の判断、どれだけの規模で何が起こるかかわからないから、現場で判断をするべきことはすると同時に、県議会として事務局を通じ、県の執行部の災害対策本部に言うことはあくまでこの流れでいきたいと思います、これ自体はそれでいいと思う。

森田委員長

ほかにないか。

R1.6.28 議会運営委員会

(な し)

森田委員長 基本的な流れはこの整理をしていただいたフロー図で、緊急を要するところは議員判断ということによろしいか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、議長の御提案のとおり、御了承願う。

(了 承)

森田委員長 ほかに何かないか。

(な し)

森田委員長 それでは、協議事項は以上である。
なお、本日の本会議閉会後に、再度議運を開き、会派からの申し入れ事項について協議することとしている。
本会議の開会時刻は、午前10時によろしいか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。
以上で、議会運営委員会を終わる。